

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	串 本 町

串本町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	串本町 産業課
所 在 地	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5
電 話 番 号	0735-62-0558
F A X 番 号	0735-62-6970
メールアドレス	sangyou@town.kushimoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ハクビシン、ウサギ、カラス、カモ、スズメ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	串本町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
農作物被害		
イノシシ	水稻、果樹、野菜、いも類	17.4万円／0.25ha
ニホンジカ	水稻、麦類、野菜、花き	24.9万円／0.67ha
ニホンザル	水稻、果樹、野菜、いも類	43.4万円／0.16ha
アライグマ	野菜、いも類	3.3万円／0.01ha
アナグマ	果樹、野菜、いも類	1.8万円／0.01ha
ウサギ	野菜	8.3万円／0.02ha
カラス	野菜	2.8万円／0.01ha
カモ	水稻	4.1万円／0.06ha
スズメ	水稻	0.7万円／0.01ha

(2) 被害の傾向

串本町における鳥獣被害の現状は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる農作物への被害を中心に発生しており、被害状況調査に基づく令和3年度の被害総額は106.7千円となっている。

イノシシによる被害は、古田地区を除く町内全域において農用地における水稻及びいも類への農作物被害を中心に発生しており、出雲、大島地区においては集落内の道路等での目撃情報が寄せられるなど、生活環境被害が危惧される。この数年は、豚熱による個体数の減少により、農作物被害も減少傾向にあったが、今後においては個体数の増加に伴い被害の増加が懸念される。

ニホンジカによる被害は、古田地区を除く町内全域において被害があり、農用地の水稻及び山間部の果樹園において発生しているほか、集落内の道路への出没によるロードキルも発生している。

ニホンザルによる被害は、潮岬・大島地区を除く町内全域において群れによる農作物被害を中心に、集落内への出没による生活環境被害が発生している。潮岬、大島地区においては、数頭のはぐれザルによる同様の被害が発生している。

アライグマ、アナグマ等の小型獣による被害は、町内全域において農作物

被害が発生しているほか、家庭菜園等の自家消費作物への被害や住宅・農作業小屋等への侵入被害も発生している。

カラス等の鳥類による被害は、町内全域で水稻や野菜を中心に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
農作物被害		
イノシシ	17.4万円／0.25ha	15.7万円／0.23ha
ニホンジカ	24.9万円／0.67ha	22.4万円／0.60ha
ニホンザル	43.4万円／0.16ha	39.0万円／0.14ha
アライグマ	3.3万円／0.01ha	3.0万円／0.01ha
アナグマ	1.8万円／0.01ha	1.6万円／0.01ha
ウサギ	8.3万円／0.02ha	7.5万円／0.02ha
カラス	2.8万円／0.01ha	2.5万円／0.01ha
カモ	4.1万円／0.06ha	3.7万円／0.05ha
スズメ	0.7万円／0.01ha	0.6万円／0.01ha
計	106.7万円／1.20ha	96.0万円／1.08ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会への依頼による狩猟及び有害鳥獣捕獲の推進 ・県の管理捕獲及び国・県補助の活用と併せた有害鳥獣捕獲経費補助の実施 ・町所有の捕獲檻の貸出しの実施 ・地区の捕獲檻購入費用補助の実施 ・町所有のICTを利用した囲いかなによる捕獲の実施 ・県補助と併せた狩猟免許取得費用補助の実施による捕獲従事者の増加推進	・狩猟免許取得者の減少に伴う有害鳥獣捕獲体制の維持 ・狩猟者の高齢化による有害鳥獣捕獲従事者の負担軽減 ・捕獲個体の処理における地域資源としての有効活用の検討
防護柵の設置等に関する取組	・町単独事業を活用した防護柵設置の推進 ・サルによる被害に対する動物駆逐用煙火講習会の開催及び地域の追い払い活動に対する煙	・補助制度の周知等による防護柵設置の推進 ・設置された防護柵の維持管理 ・サルによる被害に対する地域主体となった効果的な追い払い

	火配布による支援	活動の実施及び発信器を活用した追い払い支援等の検討
生息環境管理その他の取組	・被害確認時における放任果樹や放置野菜の除去等の提案	・耕作地周辺の緩衝帯の整備及び休耕地の環境整備

(5) 今後の取組方針

農地に繰り返し出没する有害鳥獣の捕獲、防護柵等の設置による農作物の防護、追い払いや餌場の除去等による集落環境の整備を総合的に実施する。

防護柵の設置については、町単独事業による補助制度を活用した支援のほか、実情に応じ国費や県費補助事業等を活用し、集落を効率的に防護できる方法を推奨する。また、設置した防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性について周知する。

捕獲については、和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会への依頼による有害鳥獣捕獲を実施するとともに、ICT を利用した効果的な捕獲方法の実施を検討する。また、狩猟免許取得に係る補助制度の周知、捕獲檻等の貸出しによる負担軽減に取り組む。

集落環境の整備については、追い払い活動や餌場となっている放任果樹や放置野菜の除去等、地域ぐるみの活動を推奨し支援していく。特に、サルによる被害に対しては、地域主体の追い払い活動に対し、動物駆逐用煙火の支給による支援を継続して実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲について、和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会に捕獲従事者の選任を依頼している。令和5年度以降も引き続き選任を依頼し、捕獲を実施する。

・和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会 87 名

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン	・被害の多い地区における和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会による合同有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟免許取得者の増加推進のための狩猟免許取得費用補助制度の広報誌等による周知 ・町が所有する ICT を利用した囲いわなによる捕獲の実施

	カラス カモ その他鳥獣類	・小型箱わな及び二酸化炭素ボンベの貸出しによる捕獲支援 ・国・県補助事業を活用した捕獲の実施 ・田辺射撃場を活用した銃猟による捕獲従事者の育成・確保及び捕獲技術の向上
令和 6 年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン カラス カモ その他鳥獣類	・被害の多い地区における和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会による合同有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟免許取得者の増加推進のための狩猟免許取得費用補助制度の広報誌等による周知 ・町が所有する ICT を利用した囲いわなによる捕獲の実施 ・小型箱わな及び二酸化炭素ボンベの貸出しによる捕獲支援 ・国・県補助事業を活用した捕獲の実施 ・田辺射撃場を活用した銃猟による捕獲従事者の育成・確保及び捕獲技術の向上
令和 7 年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン カラス カモ その他鳥獣類	・被害の多い地区における和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会による合同有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟免許取得者の増加推進のための狩猟免許取得費用補助制度の広報誌等による周知 ・町が所有する ICT を利用した囲いわなによる捕獲の実施 ・小型箱わな及び二酸化炭素ボンベの貸出しによる捕獲支援 ・国・県補助事業を活用した捕獲の実施 ・田辺射撃場を活用した銃猟による捕獲従事者の育成・確保及び捕獲技術の向上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
和歌山県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び和歌山県特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲計画数等の設定を行い、捕獲を実施する。 指定管理鳥獣となっているイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害が大半を占めているため、重点的に捕獲を実施することで被害防止に努める。 アライグマ等の外来獣について、積極的な捕獲を行い被害防止に努める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	300 頭	300 頭	300 頭
ニホンジカ	700 頭	700 頭	700 頭
ニホンザル	100 頭	100 頭	100 頭
アライグマ	80 頭	80 頭	80 頭
アナグマ	60 頭	60 頭	60 頭
タヌキ	10 頭	10 頭	10 頭
ハクビシン	30 頭	30 頭	30 頭
カラス	20 羽	20 羽	20 羽
カモ	10 羽	10 羽	10 羽
その他鳥獣類	10 羽/頭	10 羽/頭	10 羽/頭

捕獲等の取組内容
有害鳥獣の捕獲について、和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会の協力の下、４月から１０月末までの期間、被害状況に応じて鳥獣の管理を目的とした捕獲に取り組む。狩猟期間中は、イノシシを除く有害鳥獣を対象とした捕獲に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は、イノシシやニホンジカといった大型獣の捕獲に効果的であり、射程距離がとれることから捕獲効率の向上も見込めるため、鳥獣被害対策実施隊を結成することができれば活用を検討したい。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	防護柵 1,500m	防護柵 1,500m	防護柵 1,500m
ニホンジカ	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m
ニホンザル	複合柵 300m	複合柵 300m	複合柵 300m
アライグマ			
タヌキ			
アナグマ			
ハクビシン			

その他鳥獣類			
--------	--	--	--

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン その他鳥獣類	・ 動物駆逐用煙火を使用した地域の追い払い活動支援 ・ 防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知	・ 動物駆逐用煙火を使用した地域の追い払い活動支援 ・ 防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知	・ 動物駆逐用煙火を使用した地域の追い払い活動支援 ・ 防護柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性の周知

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン その他鳥獣類	・ 地域住民が主体となった有害鳥獣の餌場となっている放任果樹や放置野菜の除去等の環境整備の啓発
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン その他鳥獣類	・ 地域住民が主体となった有害鳥獣の餌場となっている放任果樹や放置野菜の除去等の環境整備の啓発
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン その他鳥獣類	・ 地域住民が主体となった有害鳥獣の餌場となっている放任果樹や放置野菜の除去等の環境整備の啓発

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
串本町	情報収集、連絡調整、有害鳥獣捕獲許可、捕獲依頼
和歌山県（東牟婁振興局）	情報収集、連絡調整
和歌山県猟友会東牟婁支部 串本町分会	有害鳥獣捕獲、対処への協力
和歌山県鳥獣保護管理員	鳥獣保護及び管理、対処への協力
新宮警察署	緊急時における対処への協力、連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制

緊急の連絡を受けた場合、対処に必要な関係機関に連絡を行う。	
住民 ⇒ 串本町 (関係各課、関係機関へ連絡)	情報共有 ⇔ 和歌山県（東牟婁振興局）
	情報共有・協力要請（※必要に応じて） ⇔ 新宮警察署
	捕獲依頼 ⇒ 和歌山県猟友会 東牟婁支部串本町分会
	協力依頼 ⇒ 和歌山県鳥獣保護管理員

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲従事者が解体処理し有効に利用することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、捕獲場所付近に埋設処理するなど、環境に影響を与えないように適切に処理する。 また、地域資源として活用するため、鳥獣食肉処理加工施設への持ち込みについて推奨する。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状において記載事項なし
ペットフード	現状において記載事項なし
皮革	現状において記載事項なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状において記載事項なし
--------------------------------------	--------------

(2) 処理加工施設の取組

現状において記載事項なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲従事者のわかやまジビエ衛生管理ガイドライン講習会受講を推進し、鳥獣食肉処理加工施設への持ち込みによる有効活用に取り組む。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	串本町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
串本町	施策の立案、予算の執行、国・関係機関との連絡調整
串本町農業委員会	農家、地域からの意見のとりまとめ
和歌山県東牟婁振興局 農業水産振興課	被害防止に関する情報収集、技術支援、農家及び地域への技術指導
みくまの農業協同組合	農家及び地域への知識、技術の普及
紀南農業協同組合	農家及び地域への知識、技術の普及
和歌山県猟友会東牟婁支部 串本町分会	有害鳥獣捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県鳥獣保護管理員	鳥獣に関する知識の普及、技術指導
株式会社古川鉄砲火薬店 (田辺射撃場)	狩猟者の育成、技術向上指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

狩猟免許取得者の減少と狩猟者の高齢化に伴い、有害鳥獣捕獲従事者の減少が捕獲体制の維持に影響しているため、鳥獣被害対策実施隊の結成に向けた検討を行う。隊員の人選や活動内容の検討にあたっては、和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会に協力を依頼し調整する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

田辺射撃場を活用した銃猟による捕獲従事者の育成・確保及び捕獲技術の向上に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害を地域の問題として捉え、被害防止施策の実施に加えて、地域ぐるみの取り組みができるよう支援制度の周知や自己防除の啓発等に努める。